

前近代における癩者の存在形態について（上）

宮前 千雅子

要約

近代日本におけるハンセン病者の九〇年にもわたる隔離は、なぜおこなわれたのか。国家による隔離政策が存在したのは事実であるが、それだけを答えにしてよいだろうか。癩者への差別は、中世の非人研究のなかでも触れられ、また近世についても論文は発表されているが、体系的に論じられたものは存在しない。癩者への忌避観は古代にも存在し、中世にはさらに厳しいものとなっていく。近世になると癩者を被差別の身分として把握する地域もあった。癩者の存在形態を時代を追って明らかにすることは、癩者の歴史と近代におけるハンセン病者の隔離政策をつなぐ意味を持つ。本稿では、まず古代・中世の史料にみる癩者の実態を述べていきたい。

一 はじめに

一九九六年、「らい予防法」は廃止され、二〇〇一年、熊本地裁においてハンセン病患者の隔離政策に対する国の責任が認められた。しかし二〇〇三年には熊本県黒川温泉のホテルがハンセン病回復者の宿泊を拒否するといふ事件が起き、それに抗議する回復者に対して嫌がらせ

の電話やファックスがいくつも寄せられるなど、今も差別がなくなつたといえる状態ではない。

なぜ、ハンセン病に罹患した、もしくは罹患したことがあるというだけで、ハンセン病回復者たちは、九〇年もの間、隔離されてきたのか。政府による隔離政策があったからというのは単純明快な答えであるが、それを可能にしたのは何だったのか。

近代日本におけるハンセン病者の隔離政策について

は、藤野豊の研究^①などでその実態が明らかにされつつある。しかしその前提となる近世についての研究は、近代や古代・中世に比して少ない^②のが現状である。また研究を進めるうえでの基本史料も、近代は公刊されつつあるが、前近代については被差別民に関する史料集に散見される程度である^③。

また、二〇〇四年三月、ハンセン病患者と被差別部落を同時調査した『特殊部落調 附癩村調』（一九一六年）の存在が明るみに出た。それには全国の被差別部落の所在地、世帯、構成人数、そしてハンセン病患者の集落数が記されているという。これを報じた『解放新聞』は、「被差別部落はハンセン病患者が多いという偏見と誤解に基づいて」この調査はおこなわれたとしている。しかし、なぜそのような「偏見と誤解」が生まれたのだろうか。歴史的にみて、両者の関係性はどのようなものだったのだろうか。

今回の研究の目的は、このたび収集した前近代におけるハンセン病患者にまつわる史料から、彼ら彼女らの存在形態を時代を追って明らかにすることである。ハンセン病患者の歴史を時代を追って明らかにすることにより、近代社会における九〇年もの隔離政策が可能となった社会背景もより顕在化するのではないかと考える。手元の史

料では近世のものが多数を占め、地域に則した実態も近世については少なからず判明した。しかし差別の起こりを明確にするためには、古代・中世についても言及することが肝要であると考え、本稿ではその古代・中世に焦点を絞って述べていきたい。

なお、歴史上登場するハンセン病患者のことを「癩者」という語で表現した。ただし史料上別の表現で癩者を言い表している際には、「癩人」などのように「」付で史料の表現をそのまま使用している。また癩者のなかには、ハンセン病患者以外の皮膚疾患を患う人々も少なからず含まれていたようだが、それも含めて癩者と表現する。

二 これまでの研究史

これまでどのような研究がなされてきたのか、おもなものに限って概観してみよう。

まず挙げられるのが、辻善之助の『慈善救済史料』（金港堂書籍、一九三二年）と『日本佛教史』中世篇之二（岩波書店、一九四七年）である。双方とも慈善救済、すなわち社会事業の視点で論述されており、癩者は「救済」される受動的な対象とされる。

辻と同様の視点で貫かれているのが、宮川量遺稿集『飛

驛に生まれて」(一九七七年)で、雑誌『レプラ』や『愛生』などに掲載された宮川の論文も再録されている。日本のハンセン病患者隔離政策に多大の影響を及ぼした光田健輔と長年仕事をともにした宮川も、癩者を「救われる」存在として描き、「救った」とされる僧侶や光明皇后を美化してやまない。

こういった辻や宮川の研究の背景には、明治以降の隔離政策が存在する。隔離政策に携わる医療現場からの「救癩」史研究に触発されて、辻は研究をおこなったとい⁵⁾う。

横井清『中世民衆の生活文化』(東京大学出版会、一九七五年)所収の「中世民衆史における「癩者」と「不具」の問題」は、ハンセン病研究史において、ひとつの大きな転換点となったものである。横井は、それまでの辻や宮川のような慈善救済史ではなく、癩者の実態がどのようなものであったのか、差別的構造のなかで明らかにしようとしている。

その後、一九七〇代から八〇年代に入り、中世の非人研究が活発化するなかで癩者に触れた研究も登場する。書名及び論文名を紹介するに止めるが、黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』(岩波書店、一九七五年)、大山恭平『日本世の身分制と国家』(岩波講座『日本歴史』中世四、一九

七六年)、黒田日出男『境界の中世・象徴の中世』(東京大学出版会、一九八六年)、下坂守「中世非人の存在形態——清水坂「長棟堂」考」(『藝能史研究』No.10、一九九〇年)、細川涼一「中世の身分制と非人」(日本エディタースタール出版部、一九九四年)、小林茂文「古代・中世の「癩者」と宗教」(歴史のなかの「癩者」一九九六年)、山村雅史「北山十八間戸」の移転に関する考察」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』第五号、一九九八年)金井清光「中世の癩者と差別」(岩田書院、二〇〇三年)などがある。

近世の癩者の研究として特に紹介しておかなければならないのは、横田則子「物吉」考―近世京都の癩者について」(『日本史研究』三五二号、一九九一年)、宇佐美英機「近世物吉の生活と道」(『歴史の道・再発見』第四巻、一九九四年)、鈴木則子「近世癩病観の形成と展開」(『歴史のなかの「癩者」』の三つの研究である)。

横田は、中世清水坂の長棟堂が近世の「物吉村」⁶⁾となる過程を詳述し、勧進についても言及する。宇佐美も京都を舞台とし、横田も引用する史料を詳細に分析して「物吉」の勧進について述べる。鈴木(横田)は当時の医学書を用いて、近世に「癩病」がどのような病と認識されていたのかを明らかにし、各地の癩者の生活を紹介して

いる。

この他に近世の研究として、信州善光寺の癩者の様子を明らかにした小林計一郎「善光寺の癩病人部落」(『長野市史考』一九六九年)、東北の癩者を紹介した原田伴彦「近世東北地方の被差別部落」(『東北・北越被差別部落史研究』一九八一年)、中世の「北山非人」が近世初頭において身分分化を遂げた様子を明らかにした浅野安隆「奈良」(『部落の歴史』近畿篇、一九八二年)、東北の癩者に触れた成澤栄寿「東北」(『部落の歴史』東日本篇、一九八三年)、九州の「青癩」について言及した松下志朗『九州被差別部落史研究』(明石書店、一九八五年)、三春藩の「癩人」について明らかにした大内寛隆「近世における被差別身分の実態―三春藩とその周辺―」(『東日本の近世部落の具体像』一九九二年)、和泉の蟻通神社の神役を勤める「物吉」を扱った下村欣司「近世和泉の物吉について」(『部落解放研究』第一〇四号、一九九五年)、高松藩の「癩人」に触れた山下隆章「近世讃岐における被差別民の研究」(『部落解放研究』第一二四号、一九九八年)、生瀬克己「ハンセン病者の歴史と歴史家の役割」(『ハンセン病―排除・差別・隔離の歴史』二〇〇一年)、寺木伸明「近世における「らい者」の社会的地位と生活の諸側面」(『ハンセン病―排除・差別・隔離の歴史』)、三春藩の「癩

人」をさらに詳しく紹介した大内寛隆「近世陸奥国南部における被差別身分の実態」(『別冊東北学』vol.5、二〇〇三年)、九州の「青癩」に触れた松下志朗「近世九州の差別と周縁民衆」(海鳥社、二〇〇四年)などがある。また最近の研究では、財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』(二〇〇五年)に近世の「癩病」観や各地における癩者の生活の概略が掲載されている。

通史としては、近代以降が中心であるが山本俊一による『日本らい史』(東京大学出版会、一九九三年)、及び『増補日本らい史』(東京大学出版会、二〇〇〇年)がある。奈良県立同和問題関係史料センター『奈良の被差別民衆史』(奈良県教育委員会、二〇〇一年)は、奈良における古代から近代までの被差別民衆全体について論述したもので、「北山非人」についても詳細に述べられている。

宗教との関連では、海老沢有道「切支丹の社会活動及南蛮貿易」(富山房、一九四四年)が、キリスト教宣教師による救癩活動を詳述している。また仏教との関連を述べた最近の研究に、遠藤和夫「ハンセン病と仏教」(『部落解放史ふくおか』第一〇六号、二〇〇二年)、同「ハンセン病と古代・中世の日本仏教(上)」(『部落解放史ふくおか』第一一一号、二〇〇三年)がある。

三 古代・中世の癩者たち

1 癩者の登場

今回、先行の研究論文などを参考に史料調査をおこなった。原史料にあたることはできていないが、現段階で手元には四〇〇を超える史料が集まっている。それらの史料のなから浮かび上がる癩者の存在形態について、本稿では古代・中世に絞り述べていく。

紀元一―二世紀ごろインドで成立し、四〇六年に漢訳され、その後日本に伝来した『法華経』⁹⁾に「癩」という語が登場する。「この経を受持する者を見て、その過悪を出さば、…(中略)…この人は現世に白癩の病を得ん」と記され、その後「若しこれ(法華経―筆者注)を軽笑せば、当に牙・齒は疎き欠げ、醜き唇、平める鼻ありて、手脚はもつれ戻り、…(中略)…諸の悪しき重病あるべし」と続く。法華経を軽んじる者が遭遇する「白癩」と他の病は、同様の災難として存在しつつ、「この人は現世に白癩の病を得ん」と断言しているように「白癩」が特筆化される側面もある。六世紀半ばの仏教伝来とともに法華経が日本国内に浸透していくこともない、この

「癩病」観も浸透していくことになる。

『日本書紀』¹⁰⁾の六一三(推古二〇)年の記述には、実際に「白癩」にかかった人物が登場する。百済国の「白癩」の家臣は、人とは異なる様相であることから海中の島に棄てられるところを「能構山岳之形」すなわち築山の技術があることを主張し、難を逃れる。そして実際に須弥山の築山と呉橋を作ったという。「癩」自体も恐れられたが、癩者もまた忌み嫌われる存在であったことが推察される。そして、この場合は築山という能力であるが、癩者が特殊な能力を持つ存在として登場していることも見逃せない。

八世紀から九世紀に成立した『日本霊異記』¹¹⁾には、「此の経を受持する者を誇らば、諸根闇鈍に、矧ひまひとかななしてなへ陋あしなへ驕めしひみわしひせなかくせとなり、盲聾めしひみわしひせなかくせ背せ偃なにならむ」「是の経を受持する者を見て、その過悪を出さば、…(中略)…此の人は、現世に白癩の病を得む」と記されている。ここでも法華経の記述とほぼ同様、さまざまな病(障害)と「白癩」は法華経の受持者を非難すると襲われる災いであるが、やはり「白癩」を特別視する認識が見受けられる。

また八三三(天長一〇)年に成立した『令義解』¹²⁾は、「白癩」は伝染するとし、「故不可與同床也」、床を同じくしてはいけなしいとしている。その後間もなく成立する『令

集解^⑬では、『令義解』の記述に加え大宝律令の注釈書である「古記」（八世紀前半成立）を引用する。癩者は「同親」（近親者）が「侍」としてその面倒をみていたが、「同親」のない場合は「侍」は与えられなかった。その理由は、「人不欲近耳」、すなわち人が近づきたがらないからだとしている。ここにも、忌避されていた癩者の姿がある。

一二世紀になると、起請文などの罰文に「癩」が登場するようになる。起請文とは神仏に何事かを誓う文書で、罰文はそれに背いた際の罰を書き記したものである。その罰として「白癩黒癩」のみを記した罰文が数多く存在する。一三九三（明德四）年の起請文には、「七日内に白癩黒癩の身となり候」と具体的な表現があり、「癩」への恐怖は現実的なものであったと思われる。『日本霊異記』から四〇〇年を経て、他の病苦と並列しつつ特別視する感覚から、「癩」のみを忌み嫌う感覚となった。

人々はなぜ「癩」となることをそれほど恐れ、なぜ癩者たちは忌避されたのか。一二世紀初頭に成立したとされる『今昔物語集』^⑭は、その理由を「穢れ」に求めている。ある僧が法会を妨げ、高貴な僧を嫉妬した報いとして「白癩」となる。親子の契りかわした乳母さえも「穢ナム」として遠ざかるようになり、「清水・坂本ノ庵」（清

水坂）で暮らすのが、そこにいる障害者からも嫌われて亡くなってしまう。ここでは仏法を誹謗した報いとして「癩」が描かれ、癩者は他の障害者からも忌まれる存在である。またここで現れる罪病観は、一二〇九（承元三年）、「北山非人」自らが「以先世之悪業、各受今生之苦報」と記したような、前世の罪業の報いという業報観とも共通項がみられる。

以上のように、法華経から他の病苦と列挙されつつも特別視されていた「癩」は、一二世紀には、「穢れ」観の流布や業報観もあいまって、最も忌まれる存在となったのである。

2 癩者の生活

癩者たちは、どこで生活を送っていたのだろうか。その疑問に答えてくれるのが一二八二（弘安五）年の和泉国取石宿^⑮非人長吏らの起請文で、これまでもよく引用されてきた史料だが、そこには「住居家癩病人、路頭往還癩病人、雖見目聞耳、一切不可申触子細」とある。つまり当時の癩者には「住居家」（自宅にいる）の癩者、「路頭往還」（家を出て路頭を放浪する）の癩者、そしてこの起請文を捧げた宿^⑯にいる癩者が存在したことがわかる。史料全体の内容としては、取石宿の宿非人たちが癩者の

存在を見聞きした際には、自宅にいる癪者、放浪する癪者がいたとしても接触しようとはせず、宿に入るかどうかは本人の意思に任せるように、としている。これらの誓約に背いた際には「乞庭」を停止すると誓っており、宿非人にとって乞食が生計を立てる重要な手段だったのである。

それに先立つ一二七五（建治元）年の清水坂非人長吏起請文¹⁹の第三条には、新たに「癪」となった者は、本人の意思に任せ、家族が世話できないときに宿に受け入れるとある。また癪者が「在家」（在宅の意―筆者注）を願うときは家族は相応の志を非人たちに渡し、非人たちが過分の要求を責めとったり押しかける行為が禁じられている。この史料からは宿に入るかどうかは癪者本人の意思が尊重されているように思われるが、しかし裏を返せばこのような戒めが必要な状態、つまり新たに癪者が出たときに宿の非人たちが押しかけることがあったのであらう。

なぜ、宿非人たちは癪者を宿に取り込もうとしたのだろうか。それは、これまでも指摘されてきたとおり、癪者が宿非人たちの乞食「主役」とされていたからである。下坂守が紹介した曼荼羅絵²¹にも、京都の長棟堂の前で物乞いをする癪者が描かれている。宿非人たちの施行にお

いて、その中心に据えられていたのが癪者なのである。

乞食のほかに、奈良の「北山非人」は神鹿密殺者の死体の処理に使役されたり、春日社境内の死鹿の撤去を命じられており、春日社の「清め」役をつとめている。また土地を所有し、西大寺に対して百姓役をつとめる者もいた²⁵。

そしてこれまでの研究史で明らかにされているように、宿の癪者も放浪する癪者も在宅の癪者も、中世非人の中核として存在していた。

3 結語

ここまで古代・中世の癪者についてみてきた。法華經に經典を軽んじた罰として「癪」が記されたが、「癪」は他の病苦と併記されつつも特別視されていた。法華經信仰とともにその認識が浸透し、「白癪黒癪」が記された罰文は、「癪」の恐怖と癪者への忌避観を人々に植え付ける大きな役目を担った。一二世紀の『今昔物語集』には、他の障害者からも忌まれる、すなわち最も忌避される存在として癪者が描かれた。その背景には「穢れ」観の流布や業報観があったと考えられる。

癪者たちには、宿に入っている者、路頭を往還する者在宅の者がいた。宿非人たちは癪者を宿に取り込もうと

し、癡者がいるとわかれば押しかけた。そして宿に入った癡者たちは、乞食の前面に立たされた。

古代・中世の癡者にまつわる史料は、数量的に限られたものであり、また紙数の関係上、本稿の内容が概略になった感は否めない。しかし、癡者への忌避観が次第に厳しいものとなっていった経緯は、明らかにできたかと思う。

古代・中世を経て近世になり、癡者たちの存在形態はどのように変わっていくのか、そして古代から中世へと強まっていた癡者への忌避観はどのようになっていくのか、次回は史料も豊富に存在する近世に絞って述べていきたい。

付記 本稿は、第二回原田伴彦・部落史研究奨励金を受けておこなった研究の成果である。

注

- (1) 『日本ファシズムと医療』（岩波書店、一九九三年）、『歴史のなかの「癡者」』（ゆみる出版、一九九六年）、『日本ファシズムと優生思想』（かもがわ出版、一九九八年）、『「いのち」の近代史』（かもがわ出版、二〇〇一年）など。
 (2) 横田則子「『物吉』考―近世京都の癡者について」（『日

本史研究』三五二号、一九九一年）、宇佐美英機「近世物吉の生活と道」（『歴史の道・再発見』第四巻、一九九四年）、鈴木則子「近世癡病観の形成と展開」（『歴史のなかの「癡者』』一九九六年）などがあげられる程度である。

- (3) 近代については、『近現代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編（全八巻）、戦後編（全一〇巻別冊一）、補巻（一）（五）が不二出版より刊行されている。前近代については、『編年差別史資料集成』（三一書房）、『部落史史料選集』（部落問題研究所）、『加賀藩被差別部落史研究』（明石書店）、『奈良の部落史』史料編（奈良市）などの史料集に含まれている。

- (4) 福祉運動・みどりの風の関係者によって発見された。『読売新聞』二〇〇四年四月三日付及び『解放新聞大阪版』二〇〇四年四月一九日付で報道されている。また一九一六年当時の社会状況も含め、福祉運動・みどりの風のニュースレター（二〇〇四年四月、号外）に詳しく説明されている。

- (5) 細川涼一『中世の身分制と非人』（日本エディタースクール出版部、一九九四年）二四頁。

- (6) 「物吉村」とは、近世京都の清水坂に存在した癡者の集住地である。京都以外にも、加賀藩や和泉に「物吉」と

いう名称で呼ばれた癩者が存在したことが知られている。

- (7) 「北山非人」とは、奈良の北山宿に集まった「非人」のことで、その中核をなしていたのが癩者であった。
- (8) 財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（二〇〇五年六月）（<http://www.jlfor.jp/work/hansen-shinri>）第二「一九〇七年癩予防二関スル件」九頁～四三頁。
- (9) 坂本幸男、岩本裕訳注『法華経』下（岩波文庫、一九六七年）二三四頁。
- (10) 坂本太郎他校注『日本書紀』下（日本古典文学大系六八、岩波文庫、一九六五年）一九七～一九九頁。
- (11) 中田祝夫訳注『日本霊異記』下（講談社学術文庫、一九八〇年）一四五頁～一四六頁。
- (12) 『律令義解』新訂増補国史大系第二二卷（吉川弘文館、一九六六年）九三頁。
- (13) 『校訂令集解』第一卷（国書刊行会、一九二二年）二八九頁。
- (14) たとえば『編年差別史史料集成』第三卷、第四卷、第五卷には、一二世紀初頭から一六世紀末までのあいだに、二〇以上の罰文が掲載されており、そのすべてに「白癩

黒癩之重病」「白癩黒癩之報」などといった文言が見受けられる。

- (15) 『東寺百合文書』明徳四年十二月（『編年差別史史料集成』第四卷、一九八四年）二五二頁。
- (16) 『今昔物語集四』新古典文学大系三六（岩波文庫、一九四年）二九〇～二九四頁。
- (17) 『奈良北山宿非人曼荼羅堂修造願文』承元三年十月（『部落史史料選集』第一卷、一九八八年）一六八～一七〇頁。
- (18) 『金剛仏子観尊感身学正記』弘安五年十月（『部落史史料選集』第一卷、一九八八年）一三四～一三五頁。
- (19) 『金剛仏子観尊感身学正記』建治元年八月（『部落史史料選集』第一卷、一九八八年）一三〇～一三四頁。
- (20) 横井清『中世民衆の生活文化』（東京大学出版会、一九七五年）など。
- (21) 下坂守「中世非人の存在形態」清水坂「長棟堂」考一（『藝能史研究』No.110、一九九〇年）において、中島家本『清水寺参詣曼荼羅』に長棟堂の前で物乞いをする癩者が描かれていることが紹介されている。
- (22) 「中臣祐賢記」文永一〇年七月一七日条（『奈良の部落史』史料編、一九八六年）一〇八頁。
- (23) 「中臣祐賢記」弘安三年六月二六日条（『奈良の部落史』史料編）一一〇頁。

- (24) 「東大寺大仏灯油料田注文」永仁二年三月（『鎌倉遺文』
古文書編第二四卷、一九八三年）一二八～一四四頁、及
び「尼如性田地売券」正安三年四月（『大日本古文書』
東大寺文書之八、一九六二年）一二五頁。
- (25) 「東大寺大仏灯油料田注文」永仁二年三月（『鎌倉遺文』
古文書編第二四卷、一九八三年）一二九頁。